

自動継続変動金利定期預金規定

I. 自動継続型

1. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳又は証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における別途店頭表示する利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条、第2章第1条第1項及び第3章第1条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた別途店頭表示する利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

II. 単利型

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）及び通帳又は証書記載の中間利払利率（第1章第2条により利率を変更したときは変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数及び通帳又は証書記載の利率（第1章第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1章第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額並びに最後の中間利払日から満期日の前日

までの日数及び約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額をあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組み入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金口座を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上2年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

Ⅲ. 複利型

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳又は証書記載の利率（第1章第2条により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については第1章第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計

算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金口座を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

IV. 規定の適用

1. (各種定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、各種定期預金共通規定を適用するものとします。

以上
(2020年4月1日現在)